

倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（交流基盤整備、経済効果維持拡大事業）
業務仕様書

1 業務名

倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（交流基盤整備、経済効果維持拡大事業）業務

2 背景・目的

本市は、白壁土蔵群や商家町に象徴される歴史的な町並みと生活文化良好に残されており、市の観光調査においても、訪問者の約半数が「ノスタルジックな雰囲気」「落ち着いた風情」を評価している。こうした生活感のある歴史景観は、地域の日常に入り込み、静けさや文化を味わう「暮らすように滞在する旅」との親和性が高く、日本政府観光局（JNTO）が公表する「フランス市場：外国旅行の動向（2024年度版）」によれば、観光地化された場所よりも、生活文化が残る地域や静かな環境を選好、古民家滞在や地方の落ち着いた風景など関心を示すなど、欧米（特にフランス市場を重点対象）の長期滞在志向層の嗜好と高い親和性を有することが明らかになりつつある。

また、本市を舞台とする谷口ジロー作「遙かな町へ」の実写映画が市内で撮影され、今年度秋に公開予定であるが、撮影時の地域住民の協体制度などのおもてなしについての意識も高く長期滞在志向層への親和性も非常に高いものと考えられる。また前述のとおり歴史的な町並みも相まって倉吉市は長期滞在の欧米旅行者にとっては非常に魅力的な場所としてのポテンシャルを秘めている。そこで、歴史的景観や生活文化を活かした滞在価値を再定義し、欧米旅行者をはじめ地域外からの来訪者をターゲットにしたブランディングの整備等と、地域の景観、また人のおもてなしのポテンシャルを形にする為の基盤整備、この両方を進めることでノスタルジックリゾート構想の実現に向け事業を進めていく。

なお、本事業は令和8年度から令和10年度までの3か年計画のうち初年度に当たり、本年度の基盤整備重要業績評価指標（KPI）として、FC登録ロケ地数、FC協力事業者数、NFC設置箇所数、NFC利用件数、市内観光消費額（年間）の増を設定する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（予定）

4 委託金額

上限額：60,000,000円（消費税および地方消費税含む）

（内訳例）ロケーション設計、フィルムコミッション立上げ準備、NFCシステム整備

契約形態：業務委託契約

5 業務内容

本業務は、別に発注する、※倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（ブランド構築）業務内容・成果物（見込み）との整合性を図りながら、本市が主にまち全体をフィールドにしたノスタルジックリゾート倉吉構想の実現を目指すに当たり必要と考えられる、次に掲げる施策（試行を含む。）を受託者において実施するものである。

なお、業務実施のための打合せ、関係機関との調整も含め、一括して受託者の責任において実施するものとする。

※倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（ブランド構築事業）

- ・調査・設計（ターゲットの嗜好や生活文化調査等）
- ・ブランドコンセプト作成（ノスタルジックリゾート倉吉の世界観を策定）

(1) 映画を起点とした地域内への経済効果維持拡大

令和8年秋公開予定の映画「遙かな町へ」を契機に獲得される「撮影地としての認知」および公開期の関心を最大の機会として捉え、来訪を滞在・域内消費へ接続するとともに、撮影協力で蓄積された受入経験（接遇力・調整体制）を公開後も維持拡大出来る仕組みを構築する。あわせて、ノスタルジックリゾートとしての景観を維持・更新するための資金確保につながる枠組み（寄付・協賛・施設利用料等の可能性整理）を準備する。

ア ロケーション設計

ロケ地・関連地点を整理し、作品世界と接続できる立ち寄りポイント、写真スポット、雨天時の代替案を含む体験ルート案を作成すること。併せて、ガイド運用の基本（集合場所、所要時間、解説テーマ、注意事項）と案内表示・解説（多言語を含む）の基本設計を整理すること。

映画「遙かな町へ」の公開に合わせ、ロケ地としての認知向上および機運醸成を図る。またロケーションツーリズムの受入体制整備、関連イベントの開催、公開後の誘客施策等を通じて、地域ブランド価値の向上と交流人口の拡大を目指す。

イ フィルムコミッション立上げ準備・受け皿づくり設計

撮影条件（使用可能時間、騒音配慮、電源・搬入、近隣調整）、許認可や連絡先、地域協力の依頼方法等を整理し、撮影時の基本ルール・対応フロー（問い合わせ受付→現地確認→調整→当日対応→原状回復）を文章化すること。また、ロケ地情報やロケ手続き情報等の一元管理するイメージ一覧の構築、あわせて、窓口・連絡体制を整え、問い合わせや現地対応が最低限可能な状態まで立ち上げること。

(2) NFCシステム整備

本業務におけるNFCシステム整備は、ノスタルジックリゾート構想の実現に向け、来訪者の回遊促進、滞在満足度向上及び地域内消費拡大を目的として実施するものである。観光拠点、商店等にNFCタグを設置し、スマートフォンをかざすことで映画関連情報、地域文化解説、多言語ガイド、周辺回遊情報等を配信する仕組みを構築するとともに、地域コンテンツを整備する。また、デジタルスタンプラリーや特典連携等により滞在型観光を促進するとともに、利用状況データを取得・分析し、今後の観光施策及び継続運用に活用可能な基盤を構築する。上記だけでなく、地域の住民を巻き込んだコミュニケーションツールとしての機能も実装する。

なお、NFCタグの設置箇所および数量は、発注者と協議し、事業実施段階において確定する。

(3) 効果検証効果検証

ア 集客指標等の測定

上記施策を通じて得られた集客指標（回遊率、市内観光消費額等）を測定し、報告書にて可視化すること

イ 改善提案

測定結果を踏まえ、令和9年度以降も市内事業者が継続運営可能な体制の構築が図られているか等、本格展開に向けた課題と対応策を整理し、報告書にまとめること。

- (1) 業務責任者 受託者は、本業務を統括する業務責任者を配置し、発注者との情報共有や進捗管理を行う。
- (2) 実施体制原則として同一メンバーが一貫して担当する。人員変更等が必要な場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
実施にあたり、市内または県内の専門知識を有する事業者等、協力事業者を可能な限り含めること。
- (3) 緊急時連絡体制受託者は、緊急時の連絡窓口を設置するとともに業務全体が遅滞なく進行できるように連絡体制を整えるものとする
- (4) 打合せ・協議 着手時・中間（複数回）・完了時を含め、受託者は適宜発注者と十分な打合せを行う。打合せ結果については議事録を作成し、相互に確認を行う。

7 納品物・成果物

No.	項目	成果物
1	中間報告書	事業進捗及びロケーション設計状況等まとめて報告すること。
2	最終報告書	ツアー造成実績・分析、アンケート結果、各業務に係る事業成果・課題・今後の推進方策を整理し、紙媒体・電子データ（PDF形式、変更可能ファイル等）で提出すること。
3	各種マニュアル	運営マニュアル、ガイドライン等をまとめて提出すること。
4	広報資料	チラシ・パンフレット・広告案等を紙媒体・電子データで提出すること。
5	その他	その他、必要と思われる資料を提出すること。

8 納品場所

倉吉市観光交流課 〒682-8633 鳥取県倉吉市塚町2丁目253番地16

9 スケジュール（例）

No.	項目	日程	備考
1	公募開始	令和8年6月5日	
2	質問受付期限	令和8年6月10日 午後5時まで	
3	参加表明書提出期限	令和8年6月19日（金）	
4	企画提案書提出期限	令和8年6月18日 午後5時まで 令和8年6月26日（金） 正午まで	
5	審査・事業者選定	令和8年6月30日頃	
6	契約締結	令和8年7月上旬（予定）	
7	業務期間	契約締結日から令和9年3月31日まで	
8	中間報告	令和8年11月頃	
9	最終報告書提出	令和9年3月31日	

※ 上記は予定であり、事情により変更になる場合がある。

10 応募資格・条件

- (1) 市内事業者であること。または市内事業者との連携体制を有すること。
- (2) 共同企業体により応募する場合は、構成員のうち市内に本店または営業所を有する事業者が主たる役割を担い、当該事業の終了後においても継続的に事業を実施し得る体制が確保されることを要件とする。
- (3) 多様な立場のユーザーが利用するシステムの設計、構築、プロジェクトマネジメント経験を有する人員を含む体制であること。
- (4) 地域住民や事業者との協働経験があり、円滑に業務を進行できる体制を持つこと。
- (5) 地方自治法・旅行業法など関連法令を遵守し、適正に委託契約を履行できること。

- (6) 本業務は、原則として業務の全部は又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りでない。
- (7) 本業務に係る成果品に関するすべての権利は、市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたって知りえた情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは、本業務が終了した後も同様とする。
- (9) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。

11 企画提案書の提出要領

- (1) 企画提案書（A4横版・任意様式・ページ数目安：～20頁）

（企画提案書記載内容）

- ア 業務実施方針・体制（担当者経歴・役割分担）
 - イ ロケーション設計案（手法や具体的なイメージ等）
 - ウ フィルムコミッションの役割機能・立上げ準備の手法案
 - エ NFCシステム整備案（ユースケース、システム構成、運用手法等）
 - オ スケジュール（全体工程表）
 - カ 費用内訳
 - キ 独自提案（参考資料での事例を踏まえた追加アイデア等）
- (2) 会社概要（法人登記簿謄本写し等）
 - (3) 見積書（内訳明細必須）
 - (4) 業務実績一覧（類似ツアー造成・地域観光プロモーションの実績等）（様式4）

※業務実績一覧（類似事業実績書：様式4）については参加表明書兼誓約書とともに提出すること

12 選定方法

企画提案書とプレゼンテーション公開審査により、企画内容の妥当性・独創性・実施体制・費用等を総合的に評価し、最適な事業者を選定する。なお、審査方法の詳細については別に定める。

13 留意事項

- (1) 調査・ツアー実施で得られる個人情報適切に管理し、他目的に利用・第三者提供しない。本業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (2) テストツアー等に関わる事故・トラブルが生じた場合、速やかに発注者へ報告のうえ対処すること。
- (3) 本業務は、原則として業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 本業務に係る成果品に関する全ての権利は市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (5) 本業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (6) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

- (7) 本業務に係る成果品に関するすべての権利は、市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (8) 契約不履行・違約金 成果物の不備等がある場合、契約書に基づき違約金等を適用する場合がある。
- (9) その他 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、決定する。